

清瀬市教育委員会 就学（転学）相談の進め方（小学校用）

相談申し込み
電話 042-492-5111
(内線 2328)
教育委員会教育指導課
就学相談員

受付時間 9:00~16:30



清瀬市教育委員会教育指導課
就学相談員

お子様の就学・転学等でお悩みのときは、まずはお電話ください。

- ★事前に相談予約が必要です。
- ★教育委員会窓口でも受け付けます。

〔市庁舎 2 階
教育指導課 就学相談員〕

保護者面談
就学相談員が面談をさせていただきます。

発達検査の実施
結果が出るまでに 1 ヶ月程度かかります。

見学・体験入学
御本人の気持ちを確認するためにも、見学・体験入学をお願いしています。

- * 特別支援学級（清瀬第六小学校・清瀬第七小学校・清瀬第十小学校・清明小学校・清瀬第三小学校・清瀬第八小学校）
- * 都立特別支援学校（清瀬特別支援学校）
（小平特別支援学校）



◎特別支援学級への就学をお考えのお子さんは 10 月末までに、転学をお考えのお子さんは 11 月末までに、必ず相談員へのご連絡（最初のご相談）をお願いします。

◎特別支援学校への就学・転学をお考えのお子さんにつきましては、8 月末までに、必ず相談員へのご連絡（最初のご相談）をお願いします。

- ★面談時に、お子様のことを記入していただく書類をお渡しします。御記入ください。
- ★発達検査は清瀬市教育相談室等を御紹介しています。相談員に御相談下さい。

★御提出いただいた資料を参考にして、就学相談員が在籍園に伺い、生活の様子等の観察等をさせていただきます。

就学支援委員会
8/21・9/12・10/2
・11/4・12/4・12/26
・1/15・2/6・3/3

～委員会での活動内容～

- 模擬授業（就学の場合）
小学校教員が行う模擬授業を受けていただきます。
- 医師等面接
医師等の面接をお子様と一緒に受けていただきます。



判定結果について

判定結果を保護者の方へお伝えします。保護者の方の御意向をお聞きし、保護者の方の納得の上で就学（転学）先をお決めいただきます。

就学先の決定について

就学（転学）先についての確認書を判定結果通知後 2 週間以内に教育指導課にご提出ください。確認書の提出をもって就学（転学）先を確定とします。

就学支援委員会（判定会）（医師・教育・心理等の専門家）